

宗教法人審議会に関する法令・所掌事務について

①-1 宗教法人法（昭和26年法律第126号）（抄）

第八章 宗教法人審議会

（設置及び所掌事務）

第七十一条 文部科学省に宗教法人審議会を置く。

2 宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定による権限（前項に規定する事項に係るものに限る。）を行使するに際し留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を述べることができる。

4 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

（委員）

第七十二条 宗教法人審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。

2 委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（任期）

第七十三条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第七十四条 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部科学大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

（委員の費用弁償）

第七十五条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

（運営の細目）

第七十七条 この章に規定するものを除くほか、宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、文部科学大臣の承認を受けて、宗教法人審議会が定める。

- ①-2 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）

（指定宗教法人の指定）

第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができる。

- 一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。

2 前項の規定による指定宗教法人の指定（以下単に「指定宗教法人の指定」という。）をしようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聴かなければならない。

3～6 （略）

（特別指定宗教法人の指定等）

第十二条 所轄庁は、対象宗教法人が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

- 一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

2 前項の規定により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

3 第七条（第一項を除く。）及び第八条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同項の規定により特別指定宗教法人として指定された対象宗教法人について、同項第二号に規定する事由が消滅したことを理由として特別指定宗教法人の指定が解除されたとき（当該対象宗教法人が同項第一号に規定する事由に引き続き該当するときに限る。）は、当該対象宗教法人は、当該解除がされた日に指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

4・5 （略）

（宗教法人審議会の所掌事務の特例）

第十五条 宗教法人審議会は、宗教法人法第七十一条第二項に規定する事項のほか、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

② 宗教法人審議会規則

(昭和27年2月22日宗教法人審議会制定)

(平成13年3月9日一部改定)

(平成27年7月3日一部改定)

(令和元年8月27日一部改定)

(令和3年1月22日一部改定)

- 第1条 宗教法人審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、この規則で定めるところによる。
- 第2条 宗教法人審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。
- 第3条 委員が病気その他の事故により招集に応ずることができないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 第5条 会議は、総委員の5分の3以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第7条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 第8条 動議は、賛成者がなければ、議題とすることができない。
- 第9条 会議を傍聴しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- 第10条 委員は、意見案を提出しようとするときは、案を作成し、これを会長に提出しなければならない。
- 第11条 会長は、必要があると認めるときは、委員のうちから若干人を指名し、特別な事項を調査審議させることができる。
- 第12条 会長は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 第13条 会議の議事録の作成その他審議会に関する事務は、文化庁宗務課において処理する。
- 第14条 この規則は、第6条の規定にかかわらず、総委員の過半数の賛成がなければ、変更することができない。
- 第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、第6条に基づいて決定し、これを定める。

③ 宗教法人審議会の意見を聞かなければならないとされているもの一覧

諮問事項の種類	諮問して意見を聞かなければならない場合	根拠条項
1 所轄庁たる文部科学大臣による規則等の不認証の決定	(1) 規則の認証に関し、認証することができない旨の決定をしようとするとき。 (2) 規則変更の認証に関し、認証することができない旨の決定をしようとするとき。 (3) 合併の認証に関し、認証することができない旨の決定をしようとするとき。 (4) 任意解散の認証に関し、認証することができない旨の決定をしようとするとき。	第14条第3項 第28条第2項 第39条第2項 第46条第2項
2 所轄庁による報告徴収・質問	所轄庁が、宗教法人について、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求の事由に該当する疑いがあると認め、宗教法人に報告を求め、質問しようとするとき。	第78条の2 第2項
3 所轄庁による公益事業以外の事業の停止命令	宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止を命じようとするとき。	第79条第4項
4 所轄庁による規則等の認証の取消し	(1) 規則の認証を取り消そうとするとき。 (2) 合併の認証を取り消そうとするとき。	第80条第5項 "
5 審査請求に対する文部科学大臣の却下以外の裁決	(1) 規則の認証に関する決定について、文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決（すなわち容認又は棄却の裁決）をしようとするとき。 (2) 規則変更の認証に関する決定について、文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決をしようとするとき。 (3) 合併の認証に関する決定について、文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決をしようとするとき。 (4) 任意解散の認証に関する決定について、文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決をしようとするとき。 (5) 宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止命令について文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決をしようとするとき。 (6) 規則の認証の取消について文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決をしようとするとき。 (7) 合併の認証の取消について文部科学大臣に審査請求があった場合に、それに対して却下以外の裁決をしようとするとき。	第80条の2 第1項 " " " " " "
6 収支計算書の作成を免除する基準となる収入額を定めるとき	収支計算書の作成義務が免除される基準となる一会計年度の収入額が寡少な額を文部科学大臣が定めようとするとき。	本法附則 第24項

※ このほか、令和5年12月30日から3年間の時限として、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第7条及び第12条にそれぞれ規定する指定、特別指定にあたって、所轄庁は、宗教法人審議会に意見を聞かなければならないものとされている。

④ 宗教法人審議会の議事等について（申合せ）

平成 9 年 6 月 1 9 日
宗教法人審議会決定
平成 1 0 年 2 月 1 0 日一部改定
平成 1 5 年 3 月 3 日一部改定
令和 3 年 1 月 2 2 日一部改定
令和 4 年 1 1 月 2 1 日一部改定

第 1 章 議事の公開

- 1 本審議会の議事録は、下記 2 に係る審議を除き、原則として公開することとする。
- 2 行政処分及び審査請求並びに宗教法人法第 7 8 条の 2 の規定に係る審議については、原則として議事要旨を公開することとする。
- 3 会議の公開については、委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、非公開とする。
- 4 議事録及び議事要旨（以下「議事録等」という。）は、以下の方針により、作成し、公開するものとする。
 - （1） 議事録等には、審議会の開催日時、場所、出席委員、審議の概要を記載するものとする。
 - （2） 各委員の自由な討議を確保するため、議事録等に記載する委員の意見は匿名とする。
 - （3） 信教の自由に配慮して、個別の宗教法人名は記載しないこととする。但し、本審議会の答申の中に記載された法人名及び公開される会議資料に記載された法人名については、この限りでない。
 - （4） 議事録等は事務局において作成し、原則として、全委員の確認を得た後、すみやかに公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、議事録等の一部又は全部を公開しないことができる。
 - （5） 公開した議事録等は、次回審議会において委員に配布する。
- 5 審議終了後のブリーフィングについては、必要に応じて会長又は事務局により行う。
- 6 会議資料は、上記 2 の審議に係る資料を除き、原則として公開するものとする。但し、検討中の答申・報告書の原案等、本審議会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、非公開とする。

第2章 審査請求に係る議事

- 7 行政不服審査法第9条に基づき審理員に指名された者は、本審議会に出席することができない。
- 8 宗教法人法第80条の2第1項に規定する審査請求に関し、審査庁から諮問を受けた本審議会は、諮問に対する答申を行う前に、審査庁から行政不服審査法第42条に基づく審理員意見書の提出を受けるものとする。

第3章 雑則

- 9 宗教法人審議会規則第11条の規定に基づき小委員会等が設置された場合、当該小委員会等での議事等に関しても、上記手順等に準ずるものとする。
- 10 宗教法人審議会規則第12条に基づき、審査庁からの諮問に対する答申を行うに当たり必要な事項について、本審議会は審査庁に調査をさせ、当該調査の結果を報告させることができる。
- 11 本申合せにおいて規定されていない事項については、関係法令等の定めに従い、適切に処理することとする。
- 12 平成8年4月26日付け「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）」は、廃止する。

⑤ 小委員会の設置について（決定）

平成 18 年 3 月 9 日
宗教法人審議会決定
令和 3 年 1 月 22 日一部改定

1 趣旨・目的

宗教法人審議会規則第 11 条の規定に基づき、会長は、必要があると認めたときは特別な事項を調査審議させるため、小委員会を設置することができる。

2 構成

小委員会は、会長が指名する委員で構成する。

3 座長

(1) 小委員会に座長を置く。

(2) 座長は、小委員会の委員が互選した者とする。

(3) 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

審査請求案件に関する宗教法人審議会の運営方法について（決定）

〔平成16年9月22日
宗教法人審議会決定
令和3年1月22日一部改定〕

